

教総第344号
教職第845号
平成23年12月1日

教育委員会本庁各課長
各教事務所長
各教育機関の長 } 様

教 育 長

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正
について（通知）

このことについて、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等が改正され、職員の給与に関する規定が別記のとおりとなりましたので通知します。

なお、改正される条例、規則及び別記において用いる用語の意義は、下記のとおりです。

記

1 改正される条例、規則

条 例

- (1) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）
- (2) 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号）
- (3) 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号）
- (4) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号）
- (5) 岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成21年岐阜県条例第42号）

規 則

- (1) 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）

2 用語の意義

条 例

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 給 与 条 例 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和32年岐阜県条例第29号) |
| (2) 任 期 付 研 究 員 条 例 | 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岐阜県条例第48号） |
| (3) 任 期 付 職 員 条 例 | 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岐阜県条例第38号） |
| (4) 平 成 1 8 年 改 正 条 例 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号） |
| (5) 平 成 2 3 年 改 正 条 例 | 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岐阜県条例第43号） |
| (6) 特 例 条 例 | 岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成21年岐阜県条例第42号） |
| (7) 改 正 後 の 給 与 条 例 | 平成23年改正条例による改正後の給与条例 |
| (8) 改 正 後 の 任 期 付 研 究 員 条 例 | 平成23年改正条例による改正後の任期付研究員条例 |
| (9) 改 正 後 の 任 期 付 職 員 条 例 | 平成23年改正条例による改正後の任期付職員条例 |
| (10) 改 正 後 の 平 成 1 8 年 改 正 条 例 | 平成23年改正条例による改正後の平成18年改正条例 |
| (11) 改 正 後 の 特 例 条 例 | 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成23年岐阜県条例第44号）による改正後の特例条例 |

規 則

- (1) 給 与 規 則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和32年岐阜県人事委員会規則第6号）
- (2) 平 成 1 8 年 改 正 規 則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年岐阜県人事委員会規則第7号）
- (3) 平 成 2 3 年 改 正 規 則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年岐阜県人事委員会規則第19号）
- (4) 改 正 後 の 給 与 規 則 平成23年改正規則による改正後の給与規則
- (5) 改 正 後 の 平 成 1 8 年 改 正 規 則 平成23年改正規則による改正後の平成18年改正規則

教育委員会事務局 教育総務課				
管理調整担当	担当チーフ	所	担当	森
TEL：058-272-1111（内線3513）				
教育委員会事務局 教職員課				
給与担当	担当チーフ	多田	担当	伊藤
TEL：058-272-1111（内線3530）				

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部改正の概要

第1 給料表の改正について

- (1) 職員に適用される給料表の給料月額が改正（引下げ）されること。
 - ・ 中堅層以下（おおむね30歳代以下）は引下げを行わない
 - ・ 医療職給料表(一)の適用を受ける医師等については引下げを行わない
- (2) 平成18年改正による現給保障の額は、平成18年3月に受けていた給料に下記の割合を乗じ得た額（端数切捨て）となり、今回改正後の給料表の給料月額との差額（現給保障差額）が給料に加えて支給されること。
 - ① 21年度の給与改定対象者 ・・・100分の99.18
 - ② 21年度の給与改定対象者以外の者（医(一)の適用 ・・・100分の99.34
を受ける者、任期付研究員（2号）除く。）
- (3) その他
 - ・ 改正により現給保障差額が変更される職員には、別紙1のとおり発令されること。

改正後の給与条例	別表第1から別表第4まで 別表第5ロ及び別表第5ハ
改正後の任期付研究員条例	別表第1
改正後の任期付職員条例	別表
改正後の平成18年改正条例	附則第7項から第9項まで
改正後の平成18年改正規則	附則第7項から第12項まで

第2 平成23年12月期の期末手当の額の特例について

給料表の改定の対象となる職員又は現給保障を受けている職員については、平成23年12月期の期末手当については次のとおりとなること。（医(一)の給料表の適用を受ける職員及び任期付研究員（2号）は除く。）

平成23年12月期の期末手当支給額 = 期末手当の額（支給率1.375） - （A + B）
（管理・監督職員は1.175）

A 平成23年4月1日に受けた給与の合計額（給与抑制後の額）に0.0037を乗じて得た額（円未満切捨）に8（4月～11月の在職月数）を乗じて得た額

B 平成23年6月に支給された期末・勤勉手当の合計額に0.0037を乗じて得た額

(1) Aの給与の合計額は給料、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額のみ）、特勤手当、特勤勤務に準ずる手当、へき地手当、へき地に準ずる手当及び教職調整額の合計額。

(2) 平成23年4月以降に職員として在職しなかった期間、休職等の期間がある者については、Aの乗ずる数「8（4月～11月の在職月数）」については調整を行う。

平成23年改正条例	附則第3項
平成23年改正規則	附則第3項から第9項まで

第3 特例条例による給与抑制の改定について

平成23年12月以降の給料について、特例条例による給与抑制は別紙2のとおり改定されること。

〔改正後の給与特例条例 第2条〕

第4 特殊勤務手当の特例について

東日本大震災に対処するため、警戒区域等で災害応急作業等に従事した場合は特殊勤務手当が別紙3のとおり支給されること。

〔改正後の給与条例 付則第21項から第23項
改正後の給与規則 付則第10項から第13項〕

第5 特地勤務手当等の改正について

給料表の改定に伴い、平成23年4月1日から11月30日までの間に特地等に勤務することとなった職員に支給される特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当の額が変更されること。

〔改正後の給与規則 第44条、第44条の2〕

第6 育児休業を取得した場合の期末手当の期間率について

育児休業の承認にかかる期間（当該期間が2以上ある場合は合算した期間）が1か月以下の場合は、期末手当の期間率が除算されないこととされたこと。

〔改正後の給与規則 第53条〕

第7 施行日等について

上記については、平成23年12月1日から施行されること。また、第4については、平成23年3月11日から適用されること。

別紙 1 現給保障差額の改定に伴う給料発令

給料表の改定及び現給保障額の改定に伴い、給料表の給料月額と現給保障額との差額（現給保障差額）が変更となる職員には以下のように発令されます。

① 現給保障差額が増加又は減少する職員

給 料 発 令 通 知 書	
所 属 名	〇〇〇〇〇
氏 名	〇 〇 〇 〇
発 令 日	発 令 事 項
H23. 12. 1	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴い、平成18年条例第6号附則第〇項の規定による給料として給する額を 〇, 〇〇〇円とする
所 属 長	
印	

② 現給保障差額が支給されなくなる職員

給 料 発 令 通 知 書	
所 属 名	〇〇〇〇〇
氏 名	〇 〇 〇 〇
発 令 日	発 令 事 項
H23. 12. 1	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴い、平成18年条例第6号附則第〇項の規定による給料は支給しない
所 属 長	
印	

別紙2 給料抑制率の改定

平成23年12月以降の特例条例による給与抑制は以下のとおりとなります。

1 抑制の対象となる給与（変更なし）

① 給料

本給（現給保障差額を含む）、給料の調整額、教職加算額

※ 教職調整額は抑制しない

② 育児部分休業等による給与減額の算定に用いる勤務1時間あたりの給与額

※ 時間外勤務手当等の算定に用いる勤務1時間あたりの給与額は抑制しない

2 抑制率

対 象 職 員	抑制率	
	23年4月から 23年11月まで	23年12月以降
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当1種（部長級）の職にある職員 ・大学の学長 ・派遣法により公益的法人等に派遣されている職員のうち当該法人等で1種相当の管理職手当（これに類するものを含む）を受けている者 ・任期付研究員で6号給以上の者 ・特定任期付職員で6号給以上の者 	12%	10.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当2種（次長級、本庁課長級、現地機関の長等）の職にある職員 ・派遣法により公益的法人等に派遣されている職員のうち当該法人等で2種相当の管理職手当（これに類するものを含む）を受けている者 ・任期付研究員で3号給以上の者 ・特定任期付職員で3号給以上の者 (いずれも12%の者を除く) 	10%	8.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の支給を受ける職にある者 ・派遣法により公益的法人等に派遣されている職員のうち当該法人等で管理職手当（これに類するものを含む）の支給を受けている者 (いずれも12%、10%の者を除く) 	8%	6.7%
<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の役職加算が10%以上の者 ・任期付研究員で1、2号給の者 ・特定任期付職員で1、2号給の者 (いずれも12%、10%、8%の者を除く) 	5%	3.7%
その他（12%、10%、8%、5%以外の者）	4%	2.7%

3 算出方法（変更なし）

・支給額 = 本来額 - 抑制額

・抑制額の計算

項 目	算出内容
本給	(給料表月額+現給保障差額) × 抑制率 (円未満切り捨て)
給料の調整額	(調整基本額) × 調整数 × 抑制率 (円未満切り捨て)
教職加算額	教職加算額 × 抑制率 (円未満切り捨て)

別紙3 東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例

東日本大震災に対処するため、東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺の区域で災害応急作業等に従事した場合に、災害応急作業等手当が支給されます。(平成23年3月11日から適用)

区 域		災害応急作業等手当の額 (日額)
警戒区域	屋 外	10,000円 (※) (福島第一原子力発電所から3km以内は、20,000円)
	屋 内	2,000円
計画的待避指示区域	屋 外	5,000円 (※)
	屋 内	1,000円
屋内待避指示区域	屋外のみ	2,500円 (※)

※ 従事した時間が4時間未満の場合は 上表の額の60/100が支給される

〔 警戒区域 : 福島第一原子力発電所から半径20km圏内
 計画的避難区域 : 飯館村、川俣町の一部、葛尾村、浪江町、南相馬市の一部
 屋内待避指示区域 : 福島第一原子力発電所から概ね半径20km～30km圏内 (H23.4.22解除) 〕